

会 議 録

会議の名称	平成23年度 第4回地域協議会
開催日時	平成23年12月19日 午後3時00分から
開催場所	日新館 市民ホール
出席者氏名	<p>委員 (18名)</p> <p>佐藤政一、佐藤允尚、佐藤洋一、土田稔、正木正(会長)、佐藤系悦、佐藤公、土田克夫、土田長夫、茂木保、茂木美寶子、伊豆秀一、岸田良子、小番けい子、佐藤孝義(副会長)、佐藤久美、佐藤嘉孝、豊島一郎</p> <p>由利本荘市 (14名)</p> <p>(建設部) 建設部長 伊藤篤、建設管理課長 木内正勝、主席主査 五十嵐保</p> <p>(総務部) 行政改革推進課長 佐藤晃一、主査 小松康宏</p> <p>(矢島総合支所) 総合支所長 土田武弥、産業課長 泉谷健一、建設課長 佐々木聡、市民福祉課長 佐藤勝一、教育学習課長 佐々木正人</p> <p>(事務局・・・振興課) 振興課長 佐藤義雄、参事 三浦芳春、主席主査 三森隆、主席主査 三浦浩喜</p>
欠席委員氏名 (12名)	五十嵐徳、小沼文夫、大井仁史、小番より子、佐々木知榮、佐藤伸一、土田典子、原田浩司、茂木昭二郎、佐藤寿美子、菅原賢一、蒲田則夫
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 会長あいさつ</p> <p>3. 矢島総合支所長あいさつ</p> <p>4. 協議</p> <p>○市説明案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前杉バイパスについて ～ 建設管理課 ・公の施設使用料の減額・減免制度について ～ 行政改革推進課 ・自主防災組織の結成について ～ 矢島振興課 <p>○平成24年度地域づくり推進事業の内容精査について</p> <p>5. その他</p> <p>6. 閉会</p>
会議の経過	別紙のとおり

平成23年度 第4回地域協議会

1. 開 会 15:00～（進行：矢島総合支所 振興課長）

2. 会長あいさつ

●会長

開会にさきだちまして、ひとつご挨拶申し上げます。師走になりまして、あと残すところ2週間足らずというところまで来ております。季節にふさわしいという言い方にはならないかと思いますが、どか雪がありまして、また今年も大変な苦勞をするのかなというような思いをしているわけでございます。昨年は本当に予想外の大雪になりまして、今年はそういうふうにならないように、このところの厳しさで終わって欲しいなどの願いであります。師走の大変お忙しい中でご都合のつかない方もおられますが、第4回の地域協議会ということで、24年度の地域づくり推進事業ということもありますし、市の12月定例もありますので、新しい予算にかかわる問題もありますので開かせていただきました。それから今日は、市の方から前杉のバイパスの進捗状況、それから公の施設の使用料の減免と、そして自主防災組織の結成についてということと平成24年度地域づくり推進事業の内容確認というような日程となっておりますので、しばらくの間ご協議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。簡単でございますが、挨拶に代えたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

3. 矢島総合支所長あいさつ

●矢島総合支所長

どうも皆さん、今日は第4回地域協議会ということで開催できたことありがとうございました。今日は文化会館カダーレの開館の記念式典がございましたけれども、皆様方からご参加いただきましてどうもありがとうございました。あのような立派な施設が完成いたしましたのは由利本荘市のひとつの大きな目玉というような形に利用されるんじゃないかなということで期待をしているところでございます。今日は、先ほど会長さんからお話しにもありましたとおり、市からの説明3件と、それから来年度の地域づくり事業についての皆さんからのご意見をいただきたいと思ひます。先ほど会長さんが言われましたとおり、丁度雪もここ2、3日でかなり降っている状況でございます。除雪に関しても事故ですけれども、今朝方、鳥海の上直根で事故が発生しております。主婦のかたですけれども除雪機に巻き込まれて、そうとう大きな事故だということで今朝方本庁の方から報告ありました。これからまだまだ3月の中旬頃まではこのような状況が続くと思われまますので、皆さんも地域に戻りましたら事故の無いように万全の体制をしていただければなというふうに思っております。私からはお願ひも兼ねて恐縮ですけれども、一言挨拶に代えさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。

4. 協議

●会長

それでは市の方の説明に入るわけでございますが、最初に一般国道108前杉バイパスにつきましてご説明願ひます。

●矢島総合支所長

それでは私の方から今日、建設部の方から建設部長、それから建設管理課長、そちらの方から

説明させていただきますのでよろしくお願いします。

●建設部建設管理課長

ただ今ご紹介ありました建設部建設管理課長の木内といいます。今日は矢島地域協議会において前杉バイパスについての協議ということで、これまでの経過報告と今後についてを説明いたしたいと思います。座って説明させていただきます。まず最初に前杉バイパス工事の進捗について報告いたします。皆様に資料として全体図を配布しておりますが、それをご覧になっていただきたいと思います。まず、築館地区についてですが、23年度は暫定盛り土で終了の予定です。来年度は沖小田地区の付け替え道路の舗装工となります。それから、立石地区は本年度は暫定盛り土とボックスカルバートの設置で終了となります。来年度の舗装工で終了となります。川辺地区は、本年度は暫定盛り土で終了となります。来年は舗装で終了です。それから、25年から26年度の2カ年で、鉄道横断アンダーボックスの工事に入っていきます。あわせて暫定盛り土及び舗装工で終了となります。そして今現在2つの橋を作っておりますが、23年度、下部工と上部工の工場製作を発注しております。24年度で上部工床盤工、表面工で完成となります。全面の供用開始は1年前倒しとなり、平成26年度になる予定でございます。次に本題でございますけれども、裏コピーをご覧になっていただきたいと思います。前杉バイパスの旧道移管等に関する経緯ということで説明をいたしたいと思います。お手元にこれまでの経緯について列記した資料を配布しております。平成15年3月より旧道移管についての話しがありました。さらに16年には由利地域振興局から矢島の町長宛に旧道移管についての協議をされておまして、9月には旧道移管について異議無いということで、町長から知事宛に文書をさしあげているようでございます。それから同じくそういうことで確約書を交わしております。それから10月には冬期間の旧道運用について改めて町の意向について、冬期間は通行止めをする方針に変わりないということで確認しております。11月には当初のトンネル案でございますけれども説明会を行ってございます。それから前杉バイパス開通後のバス路線について、羽後交通と協議しております。それから羽後交通よりは町の補助により運行している路線なので、町の意向にしたがうというような回答を得ております。それから17年の2月には矢島町議会で旧道部分の通年通行を求める請願書が出されまして採択をされております。それから、19年からトンネルルートがバイパスルートへの変更が承認されております。それに伴いまして、ルートの変更説明会が本荘の広域交流センターで行われております。それから地元の日新館の方でルートの説明会を開催しております。それから20年に入りまして、書いてあるとおり地区の説明会及び用地に調印式を行っております。それから22年の11月に、旧道処理に関する協議ということで、建設管理課と矢島総合支所とで話しをしております。それで今年の3月に、旧道処理の対策内容と維持管理ということで協議されております。それから今年の6月に入りまして、由利地域振興局の建設次長はじめ、最終的には確約書を交わしているのが、トンネルルートの確約書ということで、それがバイパスルートへ変わったので、新たな確約書、覚書を交わしたいということで、6月に説明をされております。それから7月に入りまして旧道移管について、市長、両副市長、総務部長、建設部長、矢島の支所長、管理課長、矢島の建設課長等々で、旧道移管について協議をしております。さらに7月、市長、副市長が現地の方に出向いて現場の状況を確認しております。その中で後でお話しがありましたけれども、スノージェット、いわゆる小坂集落から矢島側までの区間、崩落事故があったんですけども、その区間についての旧道移管は、市の方としては引き受けないというような方向で調整されております。さらに12月12日にその、先ほど言いましたけれども確約書について意向の文書が入っております。一応これまでの経緯等文言が列記しておりますけれども、この中で問題点として書いておりますけれども、16年度に大きな事故が発生、死亡事故も発生

しており、また22年度にもスノージェット内で事故が発生しているようです。それから16年の土砂崩落を受けまして、矢島側の方で防災工事も進められたと、また、22年度に県で実施した各施設補修検討調査結果では、モルタル吹きつけや河川側の擁壁、プレキャスト法枠、落雪防護柵等、経過年数が30から40ほど経過しており非常に危険な状況にあるということを認識しております。特にモルタル吹きつけにつきましては、クラック等が多く入っております、いつ崩落してもおかしくないような状態であると、それからスノージェットは撤去を、市道として移管なればスノージェットは撤去するというようになっておりますけれども、撤去後にも保守や河川防護柵等の設置が必要となり、設置後は維持管理もかかり増しになると、年間の維持管理費として約5、600万を見込まれております。冬期間通行可能とするには各更新に、すぐではないんですけども7億5千万ほど費用を要すると、2080年に、まだだいぶ先の話ですけども冬期間通行止めとしても3億7千万ほどの費用を要するというような試算をしております。いずれにしても、市民の安心安全を第一に考える必要がありますので、これまでの検討、協議により進めているという部分、前後については廃道もやむを得ないということで判断をしているところでございます。特に周辺地域住民の皆様には大変ご不便をおかけしますけれども、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。それから廃道となった場合の措置として、小坂集落が袋小路になってしまうんですが、その対応策として市道川辺浄水場下線、これを拡幅改良し、新しいバイパスにタッチしてもらおうというように県の方に要望しておるところでございますが、前杉の2号の橋の近くであること、それから縦断勾配の関係でどうも交通安全上好ましくない、事故を誘発しかねないということで、なかなか県の方でも厳しい、難しい状況にあるということでございます。いずれにしても、さまざまな問題が山積しておりますので、地元要望につきましては今後協議を重ねて、検討して行きたいというふうに思います。一方的な説明になりましたけれども、この件に関しましては説明を終わりたいと思いますけれども、皆さん様々のご意見、ご指導があると思いますが、ここで答えられることは答えますけれども、答えられない部分につきましては持ち帰り後日、支所の建設課長等を通じてお答えしたいと思いますのでよろしくお願ひします。それから今日の地域協議会で報告した後に、関係の川辺等にも説明にあがらなければならないかなと思っておりますので、支所を中心としてそちらの方にも出向いて説明に伺いたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

●会長

今、前杉バイパスの概要について説明がありましたが、委員の皆さんからご質問ございますか。

●A 委員

ただ今の経過の中に、今年の3月に旧道処理の対策内容と維持管理という項目がありますけれども、どのような話しの内容になっているものか、どういうことを話しあっているのかわからないのでお知らせ願ひしたいと思います。

●建設部建設管理課長

そうすればお答えしたいと思います。県の方から前杉地区の第2サイクルコスト検討法というのが提示されました。その中でスノージェットが1980年に設置されております。そしてバイパスが供用なれば冬期間開放した時はどういう方策が、どういう危険の防止の工事があるかと、冬期間閉鎖の場合はどういう工事があるかということで、そういうものが説明されました。先ほども言いましたけれども、バイパスが完成すれば県の方では旧道移管につきましては、ある程度の維持補修はやっていただけますけれども、その後の各工種、例えば落石防止の更新これが何百

万かかりますよと、それから取水升の洪積がありますよと、雪崩つり柵も更新が1億いくらかかかりますよというような話しをされております。その中で合計が、先ほど言いましたけれども7億5千万ほど2080年度までにはかかりますよと、というような話しで、これはあくまでも旧道移管、全部市道の方に移管するというような前提のもとで話しをされております。以上です。

●A 委員

私の聞きたいのは、それはそうなのですが、今工事をやっている大型車が頻繁に旧道を使って出入りしているわけです。そうすると旧道そのものの壊れてきている箇所があるように見受けられます。そのような対策はこの協議の中には全然出てこないのか、あるいはそういうような対策も開通までには対策をするのか、各地区の説明会の中でもいろんな団体からも要望あると思いますが、そういうものは全然話しの対象になっていないのか、そこらあたりへんも知りたいところであります。

●建設部建設管理課長

その3月の時は具体的なそういうような絡みまで話しされておられませんけれども、担当者レベルとしては、例えば舗装が歪んでゆけば市道に移管する部分については舗装の塗り替え、それからガードレール等がひっこんでる部分はガードレール等の交換等、それは当然うちの方も要望しますし、市道として管理できる当面の間は市道にも維持管理費、修繕というか補修をお願いしていくということで、担当者レベルでの話しをしております。

●会長

伊豆さんいいですか。ほかにございませんか。今のご説明でよろしいですか。なければ次に進みたいと思いますがいいでしょうか。それでは次に公の施設使用料の減免等についてご説明お願いいたします。

●矢島振興課長

つづいては公の施設の使用料の減額・免除制度についてであります。行政改革推進課の到着遅れておりますので、次の自主防災組織の方を先に進めてよろしいでしょうか。

●会長

いまお話がありましたように、災害に備えた防災組織の結成についてを進めたいと思います。説明をよろしく申し上げます。

●矢島振興課長

災害に備える自主防災組織についてであります。去る5日の行政協力員会議で総務危機管理課遠藤課長より説明をいただいたところでございます。また、その後日の幹事会におきまして、地域に係わる案件でありますので協議会で説明した方がよいとの提言をいただきましたので、今日、概要について私の方から報告をさせていただきたいと思っております。座って説明をさせていただきます。今なぜ自主防災組織なのかということですが、伊勢湾台風の被害をうけて災害対策本部が昭和36年11月に設立した時に、自主防災組織という言葉が初めて生まれたものであります。当時は行政協力組織として位置づけられ、これまで火災や水害等への対策として大きな役割を果たしてきたところであります。ただ、常備消防による消防防災体制の整備、また、河川改修等のハード面の防災対策の充実、また住民生活様式の多様化、少子高齢化社会の進展、核家族

化、単身世帯の増加、社会環境の変化や住民意識の変化によりまして、皆さんが矢島を好きには変わらないとおもいますけれども、地域住民相互の助け合いとしての防災の機能は低下し、向こう三軒両隣という地縁血縁による親密な人間関係から今では何をやる人ぞ、といった言葉に象徴されるように、地域社会との繋がり、地域住民との結びつきが希薄になりつつあるということでもあります。しかしながら、平成7年1月に発生しました阪神淡路大震災の被害を教訓に、自分たちの地域は自分たちで守るという観点から自主防災組織の重要性が見直され、各地で一斉に積極的に生まれるようになってきたということでもあります。旧本荘市では、平成10年に設立をしたということでもあります。ただ、この地域では町内会等と消防団等が連携をし、対応してきておりまして、あまり必要性が認識されておらないということでした。しかしながら、昨今の豪雪、水害、大震災等の災害状況から自主防災組織が見直され、組織の促成に取り組むところとなったものであります。それでは資料の方の説明をさせていただきます。1番の自主防災組織の必要性についてであります。防災対策は住民の生命、身体及び財産を災害から守る、行政上もっとも重要な施策のひとつであります。しかしながら、ひとたび大規模な災害が発生したとき被害の拡大をふせぐためには、国や都道府県、市町村なりを、これを本部としておりますけれども、限界があり早期に実行性のある対策が難しい場合もあります。限界があるということでもあります。自分の身を自分の努力によって守るこれを自助としておりますけれども、共に普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって互いに協力しあいながら、防災活動に組織的に取り組むことが、この図でいきますとこれを共助としております。そして自助、共助、公助が有機的に繋がる事により、被害の軽減をはかることができるとしております。自主防災組織の経緯と役割ですけれども、自主防災組織は自分達の地域を自分達で守るという自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であります。災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織であります。組織の充実にあたっては、災害の種別、地域の自然的、社会的条件、住民の意識等が地域によってさまざまであることから、活動の具体的範囲を確立化することは困難であり、地域の実情に応じた組織の結成が進められることが必要であります。自主防災組織は、地域において共助の中核をなす組織であるため、自治体とその地域で生活環境を共有している住民とにより、地域の主体的な活動として結成、運営されることが望ましいとされております。理由の所をご覧ください。市としての取組であります。出来れば早く組織を結成したいということで、12月20日をめどに組織の結成をお願いし、組織の会長には基本的には町内会、自治会の会長をお願いしたいとしております。年度末、来年3月末までであります。総合支所単位の連絡協議会を立ち上げ、その後新年度になりますけれども、由利本荘市自主防災組織連絡協議会を立ち上げる予定をしておりました。ただ、16日ですか、本課の方から連絡がありまして、各地域で説明会をさせていただいて、そこで地域の住民の理解を得た後でないと、という意見が出されまして、総会後でも出来ればよろしいとうことで行政協力員の皆さんにはご連絡を差し上げているところであります。ただ、できればさっきお願いした部分には変わらないのですけれども、やはり各地域で説明をしている段階で、部落方にも周知をした後でという意見があったようで、それで一報いただいております。協力員の方にはお知らせをしております。あと、3番の日常の自主防災組織活動に期待でありますけれども、これは町内会で組織化する理由や、日常の活動のねらいが掲げられております。あとで一読していただければと思います。また、行政協力員につきましては、向こうから来た会則例とか防災計画の例とかそういうものも流しておりますので、皆さんの部落の中でお力添えをいただければと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

●会長

委員の皆さんから何か質問ありませんか。

●B 委員

ちょっとわからなくてお聞きしたいのですが、何か急に湧いて出たような話して、なるような問題なのかわかりません。目的としてやることは必要だろうと思いますが、具体的にどんな活動をして、どうするのかというあたりは行政協力員会議の時に決めたのですか。

●矢島振興課長

今説明しましたが、地域によって危険箇所とかいろんな実情が違いますので、あくまでも地域によって防災計画を立てていただいて対応していただきたいと。地域で万が一火事だとか地震とかあったとき、例えばひとつは非難場所を高い所に移すとか、あと、五つの係といいますか班といいますか決めておきまして、それに付した給食給水班だとか、情報班だとか、消火班だとか決めておき、五つの班に基づいた行動をしていただくと、計画につきましては地域でやれる範囲で決めていただいて、徐々に大きくしていただければいいなと思います。

●B 委員

実はうちの方は昨日が総会日でしたので、その件が出て原案のとおり認めたことになりましたが、現在の消火活動を否定するものではありませんが、毎年の豪雪の時も雪堀なんてしてもほとんど日、でてる時見てないです。結局近くにあるものは掘られるし、U字溝あるから間に合ってる。消火栓もそのとおり、消火栓の訓練なんてものも防火週間中に矢島でやっているところがあるものですか。私のところでは、消火栓の放水試験なんて見たこともないし、消防団もやっていません。だから、なんかこれを聞くと戦時中にもどったような感じがして、時代遅れも甚だしい気がします。地域で要望したのは、できれば防火水槽の維持、消火栓の維持という班ですか、それには救護とか何とか沢山かいてある役員に人の名前が貼りついているけれども、その人一人でできるものでもないし、消火栓に班員いますよね。ああいうものも一体化しないと役に立たないだろう。もう一つは特に工事のことで、私の方の地域で、昨年度は俗に言う沢口川というところに防災堰堤の設置をお願いしていたんですよ。回答書は、地域振興局で調査したところ治山堰堤は不可能という指導をうけた。治山堰堤は災害を防ぐ災害堰堤をつけてくださいと言っているんですが、建設課長から聞きたいのですが、治山と防災堰堤とどういうふうに解釈が違うのかお聞きしたいのですが、いずれ地域性のあるものを、人力でできない事を、きちんと行政がくみ上げて、そういうものを理解してもらわないと自主防災化など意味をなさないのではないかなと、こういう気持ちをしているので、そのへんこれから地域に合った公の投資といったそういうものの充足はできないものですか。

●矢島振興課長

今お話しありました消火栓とか消火設備とかその他の維持管理等、各担当地域の皆さんとお話しをしていただいて、基本的には施設はうちの施設ですので、地元にあるわけですけれども担当地域で協議をしていただきながら非常時の活用できる会にさせていただければありがたいなと思っていますところでございます。そういうものも地域によっては防災計画の中に入れていただいてもかまわないと思いますし、いろんな面で地域で必要なところから危険箇所の確認あるいは一人暮らし世帯だとか地域にあったもので計画を立てていただければありがたいなと思っています。

●B 委員

もうひとつ付け加えておきますが、昨日一昨日の大雪なんですが、防火水槽のところをせっか

く雪をよせておくと、日中除雪がきてまた防火水槽のところにも雪がたまる。現在、地元の雇用と旧町村外の雇用もいるのですか。矢島の人だけでない他の旧町村からの雇用もあるのですか。除雪班の作業員。

●矢島振興課長

今はまだ矢島地域の人です。

●B 委員

その日の人によって非常に快くよせてくれるとおおざっぱによせていく人という。少なくとも行政側の指導として極力防火水槽の前は気の使ったよせ方できないかと指導できませんか。

●矢島建設課長

ご指摘ありがとうございます。実はこれにつきましては、防火水槽、消火栓のみならず、周辺のところについても、担当会議の中では配慮をするということで徹底した打合せをしたつもりでございましたけれども、ただ今ご指摘ありましたので、さらに持ち帰りまして、やはり市民の防災のために必要な施設でございますので、極力配慮してこういった施設の周辺等には除雪または排雪をしないように再度確認してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●正木会長

他にございませぬか。

●C 委員

1 2 月 1 日号だつたと思ひますが、町単位の組織率が 7 9 パーセントというよう伝えがあつたような気がしてありますが、その 7 9 パーセントとう組織率というのはどういふことなのか教えていただけませぬか。

●矢島振興課長

大変勉強不足で申し訳ありません。私ちよつとその記事を見落としたかもしれませぬ。矢島では 2 箇所。旧本荘地域であればおそらく全域的に作られていませぬので、その他の地域はたぶん矢島と同じようなのではないのかなと思ひておひます。それがならされて 7 9 パーセントという数字が出たのかわかりませぬ。

●B 委員

私の見間違いかもわかりませぬが、一日号だつたと思ひます。町単位の、と書いてありませぬので、どういふことなのか不思議に思つたものだからお聞きしたのでした。本荘市内はかなり全部ですか。1 0 0 パーセント近いですか。

●C 委員

すみませぬ。うちの町内は今日出したのですが、議論の中で、これ町内となにが違ふのか、という問題になりました。実際問題。本当の事を言えばそういう組織はおそらく非常に意味のあることなのかなということなんです、ご覧のようにメンバーも入れ替わりもないところだと、町内と何がどう違ふんだというような話題になりましたし、大上段で災害援助基本法とかいふことになれば、大規模災害でということになれば、どうやって逃げるんだとしかならぬ。けれども、

おそらく去年の豪雪の時も、色々流雪溝の手続きとか、空き家の雪よせをどうするなんてことも問題になりました。どこまで想定するのか、おそらく市と市民と一緒に共同でというようなことも今話題になっておりますので、そういうものを基本にしながら作りますという趣旨は非常によくわかるんですが、ちょっとまだ我々としては実際の具体的なイメージが湧かない。おそらく皆さんももしかすればちょっとイメージが湧かないところもあるのかな、というふうな気がしますので、もうちょっとそここのところ具体的に煮詰めていければなど、とりあえずこっから出せるものばかりなので、町内で話したところ特別問題はないということで出しましたけれども、この中に育成指導要綱というものがあります。指導というどうしてこういう言葉を使うのかなという、市民の組織を育成して指導するというようなスタンスでこの会を作るのかということ、これを見た時に気になりました。共同でしようという意識でやりましょうというスタンスだとすれば、あまり指導とか育成とかいう言葉を使ってもらいたくないなと思います。

●矢島振興課長

ありがとうございました。決して高い所から命令系統で組織をさせようというわけではありません。あくまで自主的な組織をなんとかさせていたきたい、というお願い的な意味合いの要綱だと思います。あと、まず一つはいろんな災害があった場合に、町内会さんに連絡する場合、行政協力委員さんに連絡すればいいのか総代人さんに連絡すればいいのか、そのへんが地域によって曖昧になっています。そういうことで、行政側から連絡する時にどなたに連絡すればよいか、まずそれを明確にし、確かな連絡法を確立するのが一つです。あと淡路大震災の時に9割以上の被災地に派遣する方法と言いますか、そういうのは自主防災組織の力だと、その後、国なり県なり市町村なりが動いていくわけですけれども、やはり最初に防災組織の活動というものは大きな力を持っている。そういうこともあって組織化を図っていただいてそういう時に力を貸していただきたい。そういう狙いがこちらの方にあります。よろしくお願いします。

●会長

他にありませんか。今、自主防災組織の設置の意義についてお話がありましたが、ご理解でいいでしょうか

それでは続きまして、公の施設の使用料の減免等について関係の方々がお見えになっておりますので、そちらの方のご説明をお願いいたします。

●矢島総合支所長

それでは前にもお話ししましたけれども、公の施設の使用料の見直し等については一度皆さんにご説明しているわけですけれども、その後の改訂後の額あるいは減免等の規定をもうけて議会に出したわけですけれども、その後の見直しの内容につきましてよろしく説明をさせていただきますと思います。

●総務部行政改革推進課長

ただ今の土田支所長の方からお話ございましたとおり、このたび市としまして公の施設の使用料につきまして見直しを提案させていただきまして、その内容につきましては6月10日、市議会において説明させていただいたのを皮切りとしまして、各地域協議会にお伺いしまして、矢島地域には7月26日ですね、お伺いをさせていただきまして、ご説明させていただいております。また、市の広報にその使用料の見直しの基本的な考え方、狙いとするところなど要点に触れたものを掲載させていただきまして、市の皆様にご理解を求めています。そういった地域協議

会での説明の中でですね、使用料見直しの必要性、見直しの方針、そして原価計算の考え方等それぞれのご理解を各地域協議会からいただきまして、但し、その地域協議会の中で減額あるいは減免といったような支援はどうなっていくのか、私たちの団体どんなふうな使い方になっていくのかといったようなご質問が多くよせられまして、そういった減額、免除に係わる意見要望を整理させていただきながら、私どももさらに内容を検討してまいりました。それに加えて各自治体でも、県内でも湯沢市とか合併した県内の市におきまして、使用料の見直しが進められておりまして、また、それぞれの市の中でも減額減免制度とはということが議論されましたし、それが整理されておりました。私どもとしましては県内自治体の状況、それから県外の自治体の減額免除制度に係わる状況等ですね、資料を取り寄せまして調査させていただきまして、そういった県内外の自治体の事例というものを参考にさせていただきながら、由利本荘市としての、公の施設の使用料の減額減免制度の考え方といったものを検討、整理させていただきました。その概要が、今日手元にあるかと思いますが、事前配布させていただいていますものの、由利本荘市公の施設使用料減額免除制度という冊子になっているものと、それからこの冊子になっているもの内容ですね、全体のといいますか主要内容については、こちらA4一枚に資料としてまとめております。由利本荘市減額免除制度に関する概要説明ということの資料でございます。以降は着席させて説明をさせていただきたいと思っております。お手元でですね、見ていただきたいのは由利本荘市公の施設使用料減額免除制度に関する説明資料という冊子になっているものをご覧ください。表紙を開きまして、目次が入っておりますが、この中には資料1としまして、減額免除制度と統一基準の運用指針(案)4ページですね。5ページ以降資料2ということで、公の施設使用料減額免除取扱要綱といったものが入っております。次に8ページ以降資料3になりますが、由利本荘市共催等に関する取扱要綱。それから右の方にきまして資料4、12ページ以降になりますが、公の施設使用料減額免除団体登録要綱(案)。そして17ページ以降になりますが、資料5、市民活動団体登録認定のしおりといったものが資料として冊子型に綴じ込まれております。開いていただきましてですね、1ページ2ページになりますが、資料1減額免除制度と統一基準の運用指針(案)ということで減額免除制度の基本的な考え方ということでございますけれども、ここで訴えていますとおり、一つには受益者負担の原則というものを徹底してまいりたい。減額免除制度というのは特例的な措置なんですけれども、これも改めてご理解いただきたいなということです。それから基準の統一についてはですね、やはりこれまでも減額免除制度を利用してきたわけですが、それが由利本荘市全体を見渡していきますと、地域ごとにその利用のしかたが異なっておったり、あるいはその施設毎でも異なっていたりということで、この度その統一を使用料の見直しと合わせまして基準の内容を統一させていただきたいということでお伺いさせていただいたところなんです。それから減額免除制度の内容に入るわけなんですけど、免除はそのような場合に該当するのか、減額とはどの程度減額するのかということが一つの論点になるわけですが、今回私どもの検討では5割減額。受益者負担、そして公費負担それぞれ半々の形での5割減額といった考え方をさせていただきたい。詳しくはそこにも書いてますとおりです。受益者からも応分の負担をお願いしながら、市としても応分の負担をしていく。その応分のというのは等分というのが妥当だと考えさせていただいたところなんです。2番の減額免除基準に進みますけれども、2ページに行きまして(1)免除規定の適用内容①市が主催または共催するとき。そして3ページに行きまして、⑧市が認める市内小中学校で組織する団体が団体本来の目的で利用するとき。というふうな、ここに①から⑧の免除とする団体等については定義付けをここで整理をさせていただきました。それから3ページ下段になりますが、(2)減額規定の適用内容ということで、これは3個ほどあげさせていただきまして、①市が後援するとき、②市が認める公共的団体及び市民活動団体(福祉関係団体、社会教育関係団体、まちづくり活動団体)が団体本来の活動目的で

利用するとき、それから、③市内の高等学校大学等が教育目的で使用する場合。その内容が5ページにですね表になっておりまして、免除団体ということでは、①市が主催または共催する団体からですね、⑧小中学生で組織する団体。減額団体ということでこのような想定をしております。それから資料の6ページであります、ただ今説明いたしました減額免除団体の概要等についての形式とということで、この資料2由利本荘市公の施設使用料減額免除取扱要綱の第2条のところですね。2項にいきまして、この内容が免除団体の定義付けをある程度具体的に整備したものです。それから裏面にいきまして、7ページになりますが、第3号のところで使用料を減免することができる、というような形で定義付けをさせていただきます。それから資料4ページに戻りまして、(3)各種団体への支援ということで、市ではそれぞれの団体の皆さん方でですね、こういう事業をやりたい、次は後援をしていただきたい、あるいは協賛をお願いしたいといったようなお願いをいただいたりしておりますが、その際の対応としましては、後援とって市としてどういう対応をしていくべきかはっきり定義づけされております。今回の使用等の見直しと合わせまして、共催といった場合の定義づけとしての入る範囲、後援といった場合の定義づけとしての入る範囲等を整備させていただきまして、市が共催事業として共催しますよといった場合は、市が企画運営にも参加しますよ、共同主催者としての責任の一部を、それは会場の運営等にもお手伝いいたしますよ、といったことで、会場使用料自体については免除としますよといったような定義付けと、市の関与の範囲を明確にさせていただいております。後援につきましては、その事業の趣旨に賛同し開催を援助する、併せて名義使用を認める。そして、施設の使用料については5割免除とさせていただきます。それから共催については、開催の援助は行いませんが、市の名義使用を認めます。ただし使用料は減額いたしません。こういったような定義付けをして運営していこうということで検討されまして、その内容を要綱として整理したのが資料の8ページ及び9ページでございます。この8ページの、市の共催等に関する取扱要綱(案)ですが、第2条でただ今ご紹介しました共催、後援、協賛といったものの定義付けと、その市の関与する範囲を整備させていただきました。これまでは共催、後援、協賛について先ほども言いましたが内容が曖昧でした。この場合は後援にしましょうとか共催にしましょうとかいったその判断基準が不明瞭だったわけですが、今回こういう内容でまとめさせていただきました。10ページには共催等の申請書の様式。11ページにはその通知書。それからもう一度資料を戻りまして4ページ見ていただきたいのですが、(4)市民活動団体等の認定ということでありますけれども、今回、減額免除団体についての定義付けの整理をさせていただきましたが、それではその団体の認定とはどのように行われるのかということであります、団体としての要件の内容が四角で囲まれている①から④で団体構成員が5人以上、成人者を責任者として置くとか、会則、規約があるとか、団体活動の本拠が市内であるというようなことで、この団体を登録していただきながら対応してまいります。そのためには、希望する団体から登録届を出していただきたいということであります。市内には私どもが調査させていただいたところ約1,500余りの団体があります。様々な活動を展開されているようであります。この結果、1,500の団体すべからく減免の対象となる状況でもない事が分かってまいりました。我々、皆様方にお手数をおかけしますが、団体の認定の手続きをお願いさせていただきたいということでございます。資料の12ページですがその使用料の減額免除団体登録要綱ということで、先ほど第2条登録事例を先に申し上げました。続きまして第3条で登録申請に必要な資料等ですね、掲載させていただいております。14ページになりますが、団体の登録申請書等ですね、様式入っています。15、16ページ登録通知書の様式となります。17ページ以降ですね、17ページ、18ページを見ていただきたいのですが、市の市民活動団体登録認定のしおりということで、17ページから24ページまでですね、資料となります。この中でですね大きなところ、支援活動団体の定義付けとかの問題、認定

対象とならない団体の定義付けとか一体的に検討整理させていただきました。これが各団体の皆さんに説明する際にこの資料を用いて説明してまいろうということで、私どもの方で準備をさせていただいたものですが、開きまして19ページ、20ページにありますようQ&A方式で説明させていただいております。それから21ページには会の規約あるいは会則の案の参考例と22ページには登録申請書の記載例の説明をさせていただいております。なお24ページに書いてありますが、減額免除制度に係わる団体の登録事務に関しまして、各総合支所の振興課、あるいは教育学習課等含めてですね、34の関係課が対応していこうということで連絡先について記載させていただいておりますので、年明けにですね、こういう団体登録等実務等開始するべく庁内の準備態勢を整えていこうということで、さらに内容充実等図っているところであります。なおこの度の12月定例会におきまして、公の施設の使用料に関しまして107の施設がありますが、関連条例のみを提案させていただきまして、16日に承認をいただきまして、来年4月1日からですね、新しい施設の使用料を運営させていただくということでございます。ひとつ皆様方にもご理解いただきながら、団体の登録認定等についても支所を中心としながら、全体的な説明を団体の皆様方にしていくわけでございますので、どうぞご理解いただけますようよろしくお願いさせていただきたいと思っております。私の方からは以上でございます。終わります。

●矢島振興課長

別様にして主な施設の料金改定表ということでA3版のものですけれども、来年4月以降こういう料金体系になりますということで見ただけであれば、矢島の場合は結構引き下げになるようなかたちであります。ただ、青少年ホーム体育館等に関しましては今まで無料でご利用いただきましたが、今度は有料化ということになります。例えば生涯学習課管理の団体さんとかにつきましても、状況に応じて有料、減免、無料と対応が分かれるかたちになってきます。4月以降の活動につきまして、ご注意くださいと思っております。

●会長

公の施設の減免等々についてご説明ありました。委員の方々から何かご質問ありませんか。

●D委員

公の施設の減額免除は非常にすばらしい事だと思います。各種団体の中でもボランティア団体があるわけですが、ボランティア団体の場合をこの減免申請する時は、22ページにあるわけですが、登録申請を書いて出さなければならないのか、書かなくてもいいのか、それから24年度、4月1日から実施されるということで、たとえば色々なボランティア団体あるわけですが、減額なのか免除なのか分からないという意見です。お願いします。

●総務部行政改革推進課長

まずこの資料の22ページの登録申請ですけれども、基本的にはですね、申請をしていただきたいと考えています。内容によっては減額の対象になるとか、あるいは免除になるとか、私ども市の中で基準となる、ご説明しました減額団体、免除団体の規定に則ったご回答をさせていただきたいと思っております。また、交通安全の交通指導員の団体は、市の行政活動を移管しているかたちであります。直接活動を担っていただいているかたちでありますので、そういうものについては免除という取扱ということになります。免除団体の定義付けがついてありますけれども、スポーツ少年団、これは免除の取扱になりますし、幼稚園、小学校が使う場合ですね、免除する。市が特に認める福祉関係団体とか社会奉仕団体といいますがそういう団体、具体的には資料の2ペー

ジになりますが、専ら社会奉仕を目的に活動している団体で、団体本来の目的で利用する場合にも、これは免除しましょうという考え方です。届出を要しない団体もあります。はっきり言えば設立が分かっている団体ですね。そして市全体に係わる団体で、例えば市の芸術文化協会ですね。また体育協会、そういうものは必要ない。ただ単位団体等については登録申請をだしていただきたいというふうに考えております。以上です。

●会長

他にご覧いませんか。特別無いようなので公の施設の使用料の減免免除についてこれでいいですか。委員の方々ご意見無いようですので、この件につきましてはこれで終わりたいと思います。大変ご苦労さまでした。

●矢島総合支所長

そうすれば行政改革推進課の方は退席させていただきます。

●会長

引き続き会議を続けたいと思います。平成24年度の地域づくり推進事業の内容の精査につきまして議題といたしますが、先般12月5日の日に幹事会を経て、今日、原案をお示ししております。事前に皆さんに書類を届けておりますので、皆さん見ていただいていると思いますので、事務方からは概略説明のみに止めたいと思いますが、いいですか。

●委員

いいです。

●正木会長

よろしくをお願いします。

●矢島振興課 三浦浩喜

それでは私の方から説明させていただきます。会長がおっしゃいましたとおり、この協議会に諮るにあたりまして、12月5日に幹事会を開いて内容について話し合いをしてございます。その話し合いの結果に触れる前に、まず本日お配りいたしました補助金交付要綱の方をご覧いただきたいと思います。おしまいの方の新旧対照表とあわせてご覧になっていただきたいのですけれども、23年度事業につきましては今まだ終わっていないものもございまして、着々と事業を行っております。24年度事業採択に向かいます、要綱の方が平成23年8月17日付けで改正となっております。内容につきましては新旧対照表の右側、太い字でアンダーラインをされているところございますけれども、こちらの方が改正になっている部分でございます。第2条について、市内に住所を有する者5名以上で組織する、ということに伴いまして名簿等をご提出いただくこととなっております。それから第4条の(9)備品購入に関しまして、来年度は総額5万円以内の部分しか認めませんというふうに改正になってございます。それから裏の方でございますけれども、第6条、ここが一番大きなポイントでございまして、本年度事業費に関しましては経費に関して10分の9を乗じていた額の範囲以内ということでございましたけれども、こちらの方が原則4分の3というふうに変わってございます。但し、ただし書きがございまして(1)(2)とありますけれども、例えば矢島の場合であります(2)の環境整備事業のうち花、樹木の植栽事業に関しましては、今年度の事業費同様10分の9とそういう内容でございまして、まずその

改正なった部分を踏まえまして、引き続き先般の幹事会で話し合った内容について簡単にご説明したいと思います。大きな話し合いのポイントは二点ございました。まず一点目でございますけれども、こちらの申請状況調書をご覧いただきたいと思っております。24年度の地域づくり推進事業につきまして、11月15日現在で10件の申請がございました。この10件の申請につきまして、内容が妥当なのかどうなのか、その10件がすべて認められるものなのかどうなのかということが、まず皆さんにお計りしたい一点目でございます。つづきまして二点目でございますけれども、一点目と関連のあることとございますが、補助申請額のところをご覧いただきますと、一番下の合計のところは3,042,000円ということとございます。矢島地域に配分されている上限が全体で3,000,000円ありますので、この10事業がすべて認められた場合、42,000円ほどはみ出してしまいます。それについてどうしようかということと話し合った原案がご覧いただいているものでございます。補助申請額の隣に申請額比率というのがございます。これは補助金額が、全体の事業に対してそれぞれの事業が何パーセントの金額に当たるかを示してございます。全部100パーセントになってございますけれども、それぞれそれを補助申請額に当てはめていきますと、どのくらい引いていけば予算内に収まるのか、というのが減額というところに書いてある数字とございまして、一番上の事業であれば7,000円、2番目の事業であれば6,000円ということと合計金額42,000円、これを申請額より減らすことによって全部で3,000,000円の中に納めるということが、幹事会で話し合いました計画とございます。この二点につきまして、改めまして協議会で確認をしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

●会長

今回の24年度の地域づくり推進事業の申請事業につきましては目新しいものもございまして。今ご説明あったように、すべてが事業として認めるのかという擬議がもたれているわけとございますが、皆さんも目をとおしていただいて、地域に関するところで申請者にしてみれば大事な事だと思っておりますが、客観的な判断をしなければならぬ部分があるかと思っておりますので、皆さんが目をとおしてみても、これはどうなのかという部分にお気づきの点があるかと思っておりますので、そういう点についてご協議をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。それから申請額のはみ出した部分については比率に応じて減額するという原案としておりますが、この件についても皆さんのご協議で決定してまいりたいというふうに思っておりますので、ふるってお願いしたいと思っております。

●B委員

事業の中身でなくてですね、気がついたところがありましたのでご確認したいと思っております。7番のチャレンジワーク2012という申請なんですけれども、事業予算書の中では補助金額が152,250円と書いてあるのですが、これで見ると167,000円と差異があるようでした。それから10番のひなめぐり事業についてですが、構成員が観光協会の役員ではないかなと思われるものがございますがこれでよろしいのかどうか確認です。

●矢島振興課長

7番のチャレンジワーク2012ですけれども、申請あった段階で確認せず申し訳ありません。申請書も予算書も本人が作ったものでありまして、一応確認させていただきますが、予算書の方の補助金額の打ち間違いであると思っております。もう一点、観光協会のメンバーということとありますが、構成メンバーが観光協会役員であっても問題はないと思っております。

●B 委員

実際の構成メンバーは観光協会役員ではないと思います。確認してください。また、おかしいのではないかとということだけですので。私が言いたいのは、不備なままではまずいのではないかとということで、その部分は直すと言ってもらえばそれでいいのです。

●矢島振興課長

確認して差し替えをお願いしたいと思います。申し訳ありませんでした。

●E 委員

二点教えてください。まず一点目は鳥海山フェスタ実行委員会ですが、開催の場所が猿倉口四合目駐車場付近と、猿倉口といえば我々の感覚では鳥海町。鳥海町の食材をアピールするので矢島に申請が出ているというのは、鳥海町さんに申請を出せばいいのではないかなと、鳥海町でやるのに矢島に地域協議会で話題になるのかわかりません。それともう一つは、規定はないんでしょうけれども、総事業費の何割程度から補助申請を出してもいいか規定はないのでしょうか。ただ総事業費のほとんど補助金の申請というのはいいんですか。その二点教えてください。

●矢島振興課 三浦浩喜

今の件についてお答えいたします。このスノーサーフイベントでございますけれども、去年もやっておりまして、来年度は今年の内容プラスアルファというかたちでやりたいという内容で要望が出されております。具体的にどうということかと言いますと、本年度、イベントそのものに対しての補助申請でありましたけれども、来年度このイベントを核としていろんなところでいろんなイベントをやりたいと、結構長期的なイベントを考えているようです。この中でキッズイベント等もメニューにありますけれども、こちらは花立から祓川に至るルート上でやりたいというような話が出ております。それから物販等におきましてできれば花立のところでやりたいというようなことで聞いてございます。ちょっとこの文面ですと、たしかに矢島地域のイベントという疑問に思われるかもしれませんが、イベントの中であくまでフリーセッションの部分について、猿倉口からあがってきて祓川の方を含めたエリアで開催するというような内容でございまして、すべてが鳥海町でやられるということではなかったものですから、どちらに提出してもいい内容ではございましたけれども、目的自体がまず矢島の人間が考えることなので、矢島を中心とした鳥海山のPRをしたいという趣旨でありましたので、矢島で受けてもいいのかなと思っております。それから二点目の、事業費に対しての補助の割合ということでございますけれども、要綱の説明のところでも触れさせていただきましたけれども、一応、総事業費の75パーセントまでは補助金申請して認めるというものでございます。700,000円でやるという事業にたいして500,000円は75パーセント内ということでこれを受けています。以上です。

●E 委員

割合については鳥海山フェスタだけじゃなくて、他の事業でも言えることですが、特に問題ないのであれば結構です。

●C 委員

今年はスキー場で開催されたのでしょうか。

●矢島振興課 三浦浩喜

祓川です。

●C 委員

今年は補助ひろげるから認めてもいいんじゃないかということですか。実績はないけれども。

●矢島振興課長

期間が短いといいますか特定した期間で実績あげられてますし、継続事業という考え方で受けております。また、申請者の住所も本荘地域でありますしこれだけ見ると矢島地域との繋がりがわからない感じがしますが、矢島出身者であり現在も矢島で活動している方ですので、認めてもいいのではないかなということみなさんにお伺いしているところでございます。今回もし認めていただければ、同じようなかたちで25年度、あるいはその後も継続されていく事業ではないかと思っています。よろしくお願いします。

●C 委員

ぜひ気持ちが出るような、実態があるわかりやすい事業計画をだしていただければいいかなと思います。ということで説明して幹事会で通ったんでしょ。通ったんですか。そういう説明あったんですか。

●矢島振興課長

第一に鳥海山というものをPRしていくというのが事業目的だと、要望書提出の際に聞いております。

●C 委員

だとすれば、今後の考え方として、補助金の要綱に旧2地域またがることも想定されるので、各年度をいかがにするかという提案もふくめていかがでしょうか。

●矢島振興課長

わかりました。協議をしながらベストなものを呈上していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●B 委員

予算書の中で自己財源200,000円とありますけれども、これは中身が協賛金となっておりますがよろしいのでしょうか。

●矢島振興課 三浦浩喜

自己財源につきましては、例えば参加料をとまなうようなものに関しては、参加料を含めてもよいとなっております。

●正木会長

他になにかございませんか。申請状況の10件につきましてと、それから予算の減額についての原案をお認めいただけますか。

●委員

はい。

●正木会長

ということで、24年度の地域づくり推進事業については、10件の事業ということでお認めいただけますか。

●委員

はい。

●会長

いろいろ質問あったようなことのご確認をお願いをしたいと思います。ちょっと私から8番のブルーベリーハウス収穫祭ですが、7月の第2土曜日の収穫祭等々がありますが、周辺宿泊施設というのはどういう範囲をいうのか、その辺の仕分けはしてありますか。

●矢島振興課 三浦浩喜

伊藤さんから何度かお話し伺いましたけれども、想定している宿泊施設については今現在、真坂さんということであるみたいです。その他に鳥海荘であるとかユースプラトーとかそういったところも考えていきたいということでした。

●会長

皆様のご審議をいただきましたが、今日の予定されておりました案件につきましてはこれで終えていいでしょうか。他に何か質問したいとか何かご意見ございませんか。無ければこれで終えたいと思いますが、よろしゅうございますか。

●委員

はい。

●会長

それでは長時間に亘りましてありがとうございました。また年があらたまりましてからも皆様から多大なご協力、ご支援をいただきながら有益な地域協議会活動を行ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。本日は大変ご苦勞さまでした。